

1. 認可申請書

年 月 日

江南市長

認可を受けようとする地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇区**

所在地 **江南市〇〇町××△△番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **〇〇 〇〇**

住 所 **江南市〇〇町△△××番地**

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- ・規約
- ・認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ・構成員の名簿
- ・良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- ・申請者が代表者であることを証する書類
- ・区域図
- ・裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

2. 規約（参考例）

規約の内容は、認可要件の判断の主要な部分を担っており、地縁による団体の組織・活動のあり方を律するものとして重要な位置付けをなすものです。また、地方自治法第260条の2各項に従った内容とする必要があると同時に、法第260条の3から第260条の39までの内容に従ったものとする必要があります。

〇〇区規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本区は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）市広報の配布、資源ごみの分別収集等の市行政に対する協力
- （2）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （3）防犯灯の設置等区域内の環境の整備
- （4）子供会、老人クラブ等の育成及び助成
- （5）保有資産の維持管理
- （6）その他必要な地域活動

【解説】「目的」は、地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度の活動内容をできる限り具体的に定めることが求められます。（法第260条の2第2項第1号、第3項第1号）

（名称）

第2条 本区は、〇〇区と称する。

【解説】団体の名称について、自治法上の制限はありません（名称に「地縁(による)団体」等を付する必要はありません）。ただし、他の法令の規定による名称の使用制限に抵触することがあり得るので注意してください。（法第260条の2第3項第2号）

（区域）

第3条 本区の区域は、江南市〇〇町全域、江南市〇〇町〇〇△△番地××号から△△番地××号及び〇〇町の一部の区域とする。

【解説】地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町又は字及び地番により表示されることが最も望ましいものです。「〇〇市〇〇町の△△川の北の区域」といった規約の定め方も、それにより当該区域が区民にとって客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。（法第260条の2第2項第2号、第3項第3号、第4項）

（主たる事務所）

第4条 本区の主たる事務所は、江南市〇〇町△△番地の〇〇公民館に置く。

【解説】「主たる事務所」とは、地縁による団体として一を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。主たる事務所は、区長の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、「本区の主たる事務所は、区長の自宅に置く。」とすることも可能と考えられます。（法第260条の2第3項第4号、第15項）

第2章 区民

(区民)

第5条 本区の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし、本区の活動を賛助する法人及び団体は賛助区民となることができる。

【解説】区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を区民の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本区の活動を賛助する法人及び団体は、賛助区民となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとするは可能と考えられます。(法第260条の2第1項、第2項第3号、第3項第5号)

(区費)

第6条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

【解説】区費は区民にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となりますので、このように定めて年1回の通常総会で年度ごとに定めることが適当であると考えられます。

(入区)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本区に入区しようとする者は、別に定める入区申込書を区長に提出しなければならない。

2 本区は、前項の入区申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】「構成員の資格に関する事項」においては、区域に住所を有する個人が全て地縁による団体の構成員となり得ること及び当該地縁による団体は、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければならないものです。法260条の2第7項に規定する「正当な理由」とは、その者の加入によって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また、同条第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる理由がある場合をいうものです。(法第260条の2第3項第5号、第7項)

(退区等)

第8条 区民が次の各号のいずれかに該当する場合には退区したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退区届が区長に提出された場合

2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】本条第1項第2号の退区手続は、前条第1項に定める入区手続と同様の考え方によるものであり、本人の退区意思を区として確認できるものとする必要がありますが、退区について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められないと解されます。なお、長期にわたる区費の不払いなど区民としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は、慎重な手続等の下に資格を停止するような扱いとすべきと考えられます。(法第260条の2第3項第5号)

第3章 役員

(種別)

第9条 本区に、次の役員を置く。

(1) 区長 1人

(2) 副区長 ○人

(3) その他の役員 ○人

(4) 監事 ○人
(選任)

第10条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第11条 区長は、本区を代表し、区務を総括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本区の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】地縁による団体については、法第260条の5で「認可地縁団体には1人の代表者を置かなければならない」とされており、法第260条の11、第260条の12で監事についても規定されています。したがって、代表者(区長)1名を必ず選出する必要があり、また、1人又は複数名の監事を置くことが適当です。

このように認可地縁団体の代表権は代表者(区長)1人に帰属するものと法律上定められていますので、監事の他に役員を置かず、区長を欠くこととなった場合には直ちに総会で区長を選任する旨を規約に定めることも考えられます。しかしながら、区長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合などに備えて副区長を置くことが望ましいと言えます(ただし、副区長による区長の事務の代行は法律行為には及びえないことから、直ちに後任の区長を選出すべきです。)

その他の役員は、区長及び副区長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、「会計担当役員は、本区の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記担当役員は、区務を記録する」等その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

このほか、区長の代表権に制限を加えたりする(法第260条の6から第260条の8参照)場合にも規約に定める必要がありますが、一般にはあまり例がないと思われます。

なお、役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事は区長、副区長及びその他の役員と兼職することは、区務の執行を監査する役務上避ける必要があります。(法第260条の2第3項第6号、法第260条の5から法第260条の8、法第260条の11、法第260条の12)

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

【解説】役員の任期は、法律上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも様々な弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障が生じないように本条第3項の定めを置くことが望まれます。

なお、役員の解任手続を定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、本条第4項のように個別に総会議決を要するものとするか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

第4章 総会

(種別)

第13条 本区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、区民をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本区の運営に関する重要な事項を議決する。

【解説】総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき(法第260条の16参照)、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれることは当然といえます。(法第260条の2第3項第7号、法第260条の13、法第260条の16)

(開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 総区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】総会は、法第260条の13により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、法第260条の4により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があることに留意する必要があります。(第33条及び第34条参照。なお、通常総会開催が年度終了後の1回のみとなり、事業計画及び予算の決定を通常総会で行う場合には、年度当初から総会開催日まで予算がなく支出行為ができないこととなりますが、この点については、第33条2項のように規定するにより支出行為は可能となります。)

本条第2項は、法第260条の14に則る規定であり、第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、区民の総会招集を求める権利を奪うことにならないよう留意する必要があります。(法第260条の2第3項第7号、法第260条の4、法第260条の13、法第260条の14)

(招集)

第17条 総会は区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】総会の開催権限は区長が有するものですが、第16条第2項第2号及び第3号に定める区民からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

第3項は、法第260条の15に則る規定であり、「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります。(法第260条の2第3項第7号、法第260条の15、法第260条の17)

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

【解説】総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した区民の中から選出する必要がありますが、区長も区民の中から選任されているため「総会の議長は、区長がこれに当たる」と定めることも可能です。

(定足数)

第19条 総会は総区民の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【解説】総会の定足数、議決に要する区民数については、地方自治法及び民法の法人に関する規定において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。もっとも、第20条に定めるように、規約で、特定の重要な事項について「出席区民の3分の2(4分の3)以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能です。なお、この定足数、議決に要する区民数については、第22条第2項により、書面又は電磁的方法による表決を行った区民及び委任により代理表決を行った区民をこれに含める点に留意する必要があります。なお、電磁的方法による表決については、第22条で詳しく解説しています。

書面のみによる総会の開催は認められませんが、書面又は電磁的方法による表決や委任による代理表決を行う区民が相当数見込まれる状況においては、実際に集まらずとも、出席者が一堂に会するのと同等に、相互に議論できる環境であれば、ウェブ開始、テレビ会議、電話会議などにより総会を開催することも可能と解されます。なお、この場合であってもウェブ会議等ではなく、直接集まって意見を述べたい区民がいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることは必要となります。

この他、議長の行為などの総会の運営は区の活動を決定する重要事項ですので、区において会議規程等を定め、議事運営の方法などを明らかにしておくことが望まれます。(法第260条の2第3項第7号、法第260条の18)

(区民の表決権)

第21条 区民は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、区民の表決権は区民の所属する世帯の区民数分の1とする。

(1) ○○○○○○

(2) ××××××

【解説】表決権は原則的に、構成員1人に対し1票ですが、世帯単位で意思決定を行うことが、地域社会において合理的である場合には、第2項のように表決権を世帯単位に平等なもの(世帯単位で1票)としても良いとされています。ある世帯で、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、1人(総会の出席者)に個人の表決権を委任することになります。総会に出席する世帯の代表者を通じて出席者を除く世帯全員の委任状を提出することにより、世帯で表決権を行使することとなります。ただし、代表者や監事の選任、規約の変更、財産の処分などの重要事項については、第2項で定めることはできず、構成員個人で1票の表決権となります。

(書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

【解説】電磁的方法には、電子メールなどによる送信、ウェブサイト・アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などがあります。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 区民の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

【解説】会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を市町村に申請する場合などに求められることから、表記のとおり議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

(構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(権能)

第25条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

(招集等)

第26条 役員会は区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 役員会の議長は、区長がこれにあたる。

(定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会をたびたび招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが区の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は区務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な区務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。もともと、監事は役員会の構成員にはなれません(表決権等は有せません)が、役員会に出席できることとするのは可能と考えられます。なお、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるように配慮すべきと考えられます。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本区の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本区の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】地縁による団体が法人格を取得することにより、不動産等の資産を団体名義で保有することができるため、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産(負債は含みません)の構成等を定めておく必要があります。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、第29条のように「別に定める財産目録記載の資産」と定めるほうが簡便と考えられます。なお、「財産目録」は、法第260条の4に基づき設立時及び毎年(年度)初3か月以内に作成することとなっています。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により区長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の区の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第31条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産(不動産等の重要な固定資産と考えられます。)を決定しておくことが適当です。この場合、当該処分には剰余金の分配と認められる資産の処分を含めることはできませんので留意する必要があります。

また、資産の管理は区長が行うものですが、日常の出納事務は、先に述べたように、役員として「会計」を設けたときは、「会計」が出納その他の会計事務を行うこととなります。このほか、役員ではありませんが、「区長は、必要と認めるときは区民のうちから会計出納員を命ずることができる」と定め、「会計出納員は区長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する」と規定することも可能です。(法第260条の2第3項第8号、法第260条の4)

(事業計画及び予算)

第33条 本区の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。ただし、会計年度終了前に事業が終了、又は終了する見込みである場合は、第16条第1項の規定にかかわらず会計年度終了前に通常総会を開催して事業報告及び決算の承認を受けることができる。

【解説】事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認にかからしめる必要があります。財産目録は、法第260条4により認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間(特に事業年度を設けるものは、認可を受けるとき及び毎事業年度の終了の時)に作成しなければいけないこととされています。したがって、事業年度を設定している場合は、事業報告や決算も当該年度終了後3ヶ月以内に総会で承認を得る必要があります。

ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後3か月以内に(多くは5月から6月に)1回行うのが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めています。

したがって、年度開始前に総会を開催し事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適切と考えられます。

(会計年度)

第35条 本区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【解説】会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得、かつ、江南市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】本条は、法第260条の3に則るものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、後に述べるように、地方自治法施行規則第22条に定める「規約変更認可申請書」(P55 参照)により市長の認可を要するものです。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の区民の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。(法第260条の3、法施行規則第22条)

(解散)

第37条 本区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】本条は、法第260条の20及び第260条の21に則るものであり、①破産、②認可の取消、③総区民の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠乏の場合に、当該認可地縁団体は解散(法人としての権利能力の消滅又は地縁による団体自体の解散の両方を含む。)することとなります。なお、表記の他の解散事由を規約に定めることも可能です。

また、第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって変えることはできません。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能ですが、少数区民の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。(法第260条の20、法第260条の21)

(残余財産の処分)

第38条 本区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得て、本区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】本条は、法第260条の31に則る規定です。法260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とするのは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、表記のように、規約においては、帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。ただし、この場合も、営利法人などを帰属権利者として指定することは、先に述べたように適当ではないことから、「本区と類似の目的を有する団体」に限定して帰属権利者を指定する旨規定することが適当です。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に総区民の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。(法第260条の31)

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本区の主たる事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本区の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本区の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

【解説】第40条において、規約施行上の細則を定める者は、区長でも役員会等でも構いませんが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります(個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません)。

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

3. 総会議事録（参考例）

〇〇区総会議事録

1. 日 時 〇〇××年〇月〇日（〇）午前〇時

2. 場 所 〇〇区公会堂

3. 議 題

（1）地縁による団体認可申請について

（2）〇〇区規約について

（3）構成員の確定について

（4）代表者の決定について

（5）資産の確定について

4. 区民の出席状況

区民総数 名

出席者数 名（うち委任状による出席者 名）

欠席者数 名

5. 議事録

区長 〇〇〇において臨時総会開会を宣言し、臨時総会の議長の選出を出席区民に諮ったところ、司会一任の発言により、区民〇〇〇を議長に指名した。

議長 〇〇〇は、就任のあいさつ後、議長席に着き、上記の区民の出欠状況を出席区民に告げた。さらに、書記及び議事録署名者の選出を諮ったところ、議長一任の発言があり、書記に〇〇〇、議事録署名者に〇〇〇、〇〇〇を指名したうえで議事に入った。

第1号議案 地縁による団体認可申請について

議長 本議案を議題として、区長に説明を求める。

区長 地縁団体として江南市長に認可を受けることによって、これまで個人名義であった区の資産を、区の名義で保有できることになるため、〇〇区として、江南市長へ地縁団体の認可申請をしたい旨説明をし、総会の議決を求めた。

議長 上記提案と説明に対する質疑を求め、討論に入ったところ、次の意見が出された。

意見の要旨は、次のとおり。

（1）

（2）

その後、議長は意見を求めたが特になかったので、討論を打ち切ることを宣言し、出席区民の挙手によって採決を行いたい旨を出席区民に諮ったところ、全員異議がなかったので、挙手により採決を行うこととなった。採決を行ったところ、全員賛成であったので、議案は原案どおり可決された。

第2号議案 ○○区規約について

議長 本議案を議題として、区長に説明を求める。

区長 議題の説明後、総会の承認を得たい旨を述べた。

議長 上記提案と説明に対する質疑を求め、討論に入った。

議長は意見を求めたが特になかったので、討論を打ち切ることを宣言し、出席区民の挙手によって採決を行いたい旨を出席区民に諮ったところ、全員異議がなかったので、挙手により採決を行うこととなった。採決を行ったところ、全員賛成であったので、議案は原案どおり可決された。

第3号議案 構成員の確定について

議長 本議案を議題として、区長に説明を求める。

区長 地縁団体設立に伴い、構成員の確定が必要であり、先日取りまとめた結果、○月○日現在○○○人で、この人数を構成員として確定したい旨説明をし、総会の議決を求めた。

議長 議長は意見を求めたが特になかったので、討論を打ち切ることを宣言し、出席区民の挙手によって採決を行いたい旨を出席区民に諮ったところ、全員異議がなかったので、挙手により採決を行うこととなった。採決を行ったところ、全員賛成であったので、議案は原案どおり可決された。

第4号議案 代表者の決定について

議長 本議案を議題として、区長に説明を求める。

区長 地縁団体は、区そのものであり、その年度の区長を地縁団体の代表者に充てることにしたい旨説明をし、総会の議決を求めた。

議長 議長は意見を求めたが特になかったので、討論を打ち切ることを宣言し、出席区民の挙手によって採決を行いたい旨を出席区民に諮ったところ、全員異議がなかったので、挙手により採決を行うこととなった。あわせて、本年度の代表者は現区長○○○とすることを挙手により採決を行うこととなった。採決を行ったところ、全員賛成であったので、議案は原案どおり可決された。

第5号議案 資産の確定について

議長 本議案を議題として、区長に説明を求める。

区長 現在、区の資産として〇〇区公会堂の土地（江南市〇〇町〇〇〇番）を区の名義で登記するため区の保有資産として確定したい旨説明をし、総会の議決を求めた。

議長 議長は意見を求めたが特になかったので、討論を打ち切ることを宣言し、出席区民の挙手によって採決を行いたい旨を出席区民に諮ったところ、全員異議がなかったため、挙手により採決を行うこととなった。採決を行ったところ、全員賛成であったため、議案は原案どおり可決された。

以上をもって、本総会の議題全てを終了したので、司会は閉会を宣言し、午前〇時〇分に散会した。

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、議長、区長及び指名された議事録署名者がこれに署名押印する。

〇〇××年〇月〇日

〇〇区総会

議	長	〇〇	〇〇	印
区	長	〇〇	〇〇	印
議事録署名者		〇〇	〇〇	印
議事録署名者		〇〇	〇〇	印

4. 委任状（総会関係 参考例）

委 任 状

住 所 **江南市〇〇町△△××番地**
氏 名 **〇〇 〇〇**

受任者(代理人)の住所氏名を記入します。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

年 月 日開催の**〇〇区** 総会における出席及び議決に関すること。

年 月 日

(出席できない世帯員全員の住所及び氏名)

住 所

江南市〇〇町△△××番地

自署の場合印鑑は必要ありません。
未成年等で本人が記入できない場合は法定代理人が記入します。

氏名 **〇〇 〇〇**

印

5. 書面表決書（参考例）

書 面 表 決 書

年 月 日

（出席できない世帯員全員の住所及び氏名）

住 所

江南市〇〇町△△××番地

氏名 〇〇 〇〇 印

自署の場合印鑑は必要ありません。
未成年等で本人が記入できない場合は法定代理人が記入します。

年 月 日開催の〇〇区総会に出席できないので、規約第〇〇条の規定により、次のとおり書面表決いたします。

第1号議案	地縁による団体認可申請について	賛（ 人）	否（ 人）
第2号議案	〇〇区規約について	賛（ 人）	否（ 人）
第3号議案	構成員の確定について	賛（ 人）	否（ 人）
第4号議案	代表者の決定について	賛（ 人）	否（ 人）
第5号議案	資産の確定について	賛（ 人）	否（ 人）

賛否の人数を記載します。

6. 構成員名簿（参考例）

〇〇区 構成員名簿

〇〇年〇〇月〇〇日現在 総数〇〇名

住所	氏名
江南市〇〇町△△××番地	〇〇 〇〇

設立時の構成員全員の氏名、住所が記載された名簿を提出してください。
 (様式は任意。名前と住所の記載があれば、既存の名簿でも可)
 構成員名簿は、認可後事務所等に備え置く必要がありますが、変更があつても市へ再度提出する必要はありません。

(A4 サイズ・ページ番号記載)

構成員名簿（各構成員から名簿提出する場合の様式例）

(家族全員の住所及び氏名を記載してください)

住 所	氏 名
江南市 番地	

設立時に各構成員から名簿提出し作成する場合は、この様式を参考にしてください。個人情報収集の際には、利用目的を特定する必要がありますので、注意してください。
 この様式に記載した名簿のコピーを提出してもいいですが、その場合表紙に「団体名」「いつ現在か」「総数が何名か」を記載する必要があります。

※ ご記入いただいた個人情報は、地縁団体設立の目的以外には使用しません。

7. 財産目録（参考例）

〇〇区 財産目録

〇〇年〇〇月〇〇日現在

(単位:円)

区 分	所在数量等	金 額	備考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金 現金手許有高		〇〇〇〇	
(2) 普通預金	〇〇銀行〇〇支店	〇〇〇〇	
(3) 定期預金	〇〇銀行〇〇〇年度	〇〇〇〇	
(4) 未収会費	会費 〇名分	〇〇〇〇	
流動資産合計 (①)		〇〇〇〇	
II 固定資産			
1 土地	〇〇筆・〇〇平米		
2 建物	〇〇棟・〇〇平米		
3 什器備品	一式	〇〇〇〇	
4 有価証券	〇〇件	〇〇〇〇	
5 電話加入権	〇〇件	〇〇〇〇	
6 保証金	〇〇件	〇〇〇〇	
7 その他の資産	評価せず		
固定資産合計 (②)		〇〇〇〇	
資産合計 (①+②=A)		〇〇〇〇	
(負債の部)			
I 流動負債			
1 未払金	〇〇件	〇〇〇〇	
2 短期借入金	〇〇銀行〇〇支店	〇〇〇〇	
流動負債合計 (③)		〇〇〇〇	

Ⅱ 固定負債			
1 長期借入金	〇〇銀行〇〇支店	〇〇〇〇	
2 受入保証金	〇〇件	〇〇〇〇	
固定負債合計 (④)		〇〇〇〇	
負債合計 (③+④=B)		〇〇〇〇	
差引正味財産 (A-B)		〇〇〇〇	

財産目録は、認可を受けるとき及び毎年度終了後に作成し、事務所等に備え置く必要があります。
 財産目録には、金銭評価ができない資産も「評価せず」として記載することができます。

※流動資産

- ・現金：固定資産に計上したもの以外の現金
- ・預金：固定資産に計上したもの以外の普通預金、定期預金
- ・未収会費：確実に回収が見込まれる未納分の会費
- ・有価証券：売買目的で保有している有価証券

※固定資産（事業運営に必要不可欠な財産とした固定資産）

- ・土地、建物
- ・什器備品：消耗品に該当しない減価償却資産である物品・器具等
- ・有価証券：長期保有の有価証券
- ・保証金：賃貸契約締結等の際に差入れられた額

※流動負債

- ・未払金：今期の事業費等で支払が翌期になるもの
- ・短期借入金：返済期限が1年以内の借入金の元本

※固定負債

- ・長期借入金：返済期限が1年超の借入金の元本
- ・受入保証金：賃貸契約等の際に保証金等として受入れた額

8. 活動状況報告書（参考例）

活 動 状 況 報 告 書

（地縁団体の名称）

〇〇区

年月日	活 動 の 内 容	参加者の概要及び人員
〇〇年		
4月〇日	区役員会 公会堂	区会議員 〇名
5月〇日	側溝清掃 区内	全世帯 〇名
6月〇日	防災訓練 公会堂	全世帯 〇名
7月〇日	区役員会 公会堂	区会議員 〇名
8月〇日	町内盆踊り大会 公会堂	約〇〇名
3月〇日	総会 公会堂	全世帯 〇名
<p>活動状況報告書は、総会等の資料として作成した前年度及び現年度の事業報告書、決算書・予算書などがあればその写しを提出してください。これがない場合は、この記入例を参考に作成した書類を提出してください（任意様式）。</p>		

記入上のお願い

1. 前年度1年間の状況について記入してください。
2. 活動の内容欄には、開催場所も併せて記入してください。

※ 収支決算書（総会に提出する事業報告書でも可）を添付してください。

9. 代表者であることを証する書類

私は、下記地縁団体の代表者に相違ありません。

年 月 日

住 所 **江南市〇〇町△△××番地**

氏 名 **〇〇 〇〇** 印

代表者の署名又は記名押印が必要です。

地縁団体の名称	〇〇区
事務所の所在地	江南市〇〇町△△××番地

10. 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

裁判所による代表者の職務執行停止等有無について

この様式に該当がある場合は、該当者の氏名・住所の告示を行います。

年 月 日

名 称

〇〇

代表者の署名又は記名押印が必要です。

裁判所による処分があれば記入してください。

代表者氏名

〇〇 〇〇

印

1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ 無)

2. 裁判所による代表者の職務代行者の有無 (有 ・ 無)

有の場合

氏名

印

住所

有の場合、職務代行者の署名又は記名押印が必要です。

3. 代理人の有無 (有 ・ 無)

有の場合

氏名

印

住所

自治法には以下の規定がありますので、該当する場合には記入してください。

- ・規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる
- ・認可地縁団体と代表者との利益が相反する事例については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない

11. 認可通知書

江 第 号
年 月 日

〇〇区

(代表者) 様

江南市長 印

地縁団体認可通知書

地方自治法第260条の2第5項の規定により、地縁団体として認可したので下記のとおり通知します。

記

認可年月日	
地縁団体の名称	
主たる事務所の所在地	

申請書等を審査し認可の告示を行った後、この認可通知書を交付します

12. 告示事項証明書交付請求書

地縁団体告示事項証明書交付請求書

年 月 日

江南市長

請求者の氏名及び住所

誰でも請求可能

氏 名 **〇〇 〇〇**

住 所 **江南市〇〇町××△△番地**

下記地縁団体の告示事項証明書の交付を請求します。

地縁団体の名称	〇〇区
主たる事務所の所在地	江南市〇〇町△△××番地

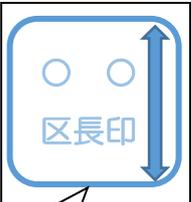
13. 印鑑登録申請書

様式第1(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

江南市長

年 月 日

登録しようとする認可地縁団体印鑑  8mm~30mmの範囲内の印鑑	認可地縁団体の名称	〇〇区	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	江南市〇〇町△△××番地	
氏名	(資格) ()	個人の印鑑	生年月日
	住所	代表者の実印 (市に登録のある印)	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 **江南市〇〇町××△△番地**

代理人 氏名 **〇〇 〇〇**

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

【申請には以下のものがが必要です】

- ・地縁団体として登録する印鑑(団体印)
- ・代表者個人の登録印(代表者の実印)
- ・代表者個人の印鑑登録証
- ・代表者個人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

代理人等を告示していない場合は、代理での申請はできません

14. 印鑑登録証明書交付申請書

様式第3(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書			
江南市長		年 月 日	
登録されている認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; border-radius: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 5px auto; border-radius: 5px; text-align: center;">登録印</div>	認可地縁団体の名称	〇〇区	
	認可地縁団体の事務所の所在地	江南市〇〇町△△××番地	
	(資格) 氏名 ()	生年月日	年 月 日
上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書__枚の交付を申請します。			
申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 住所 江南市〇〇町××△△番地			
<input type="checkbox"/> 代理人 氏名 〇〇 〇〇			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 代理人等を告示していない場合は、代理での申請はできません </div>			
(注意事項)			
1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。			
2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。			
3 本人確認を行いますので、身分証明書を提示してください。			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> 【申請には以下のものがが必要です】 ・地縁団体として登録した印鑑(団体印) ・代表者個人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など) </div>			

15. 委任状（印鑑登録・証明関係 参考例）

委 任 状

代 理 人	住 所	江南市〇〇町××番地
	氏 名	〇〇 〇△

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

代理人は告示をする必要があります。
告示をしていない場合、委任はできません。

1. 〇〇区認可地縁団体印鑑登録申請

年 月 日

- 〇〇区 認可地縁団体印鑑登録申請
- 〇〇区 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請

江南市長 様

委任する人 (本人)	住 所	江南市〇〇町××△△番地
	氏 名	〇〇 〇〇 ㊟
	生 年 月 日	〇年△△月××日

代表者の署名又は記名押印が必要です。

16. 告示事項変更届出書

年 月 日

江南市長

地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇区**

所在地 **江南市〇〇町△△XX番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **〇〇 〇〇**

住 所 **江南市〇〇町XX△△番地**

今年度(申請時点)の代表者を記載してください。

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

告示された事項に変更があった旨を証する書類とは、総会の議事録・総会資料の写し等です。

1. 変更があった事項及びその内容

団体の名称を

「〇〇XX」から「XX〇〇」へ変更

規約に定める目的 (3)

「〇〇XX・・・」から「XX〇〇・・・」へ変更

規約に定める区域に

「〇〇XX△△」を追加

【以下の告示事項に変更があった際に提出】

- ① 名称 ② 規約に定める目的 ③ 区域
 - ④ 主たる事務所
 - ⑤ 代表者の氏名及び住所(代理人の有無)
 - ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代理者の選任有無
 - ⑦ 規約に解散を定めたときはその事由
- の変更項目とその内容を記載します。

2. 変更の年月日

〇〇XX年〇月〇日

3. 変更の理由

〇〇に伴い、XX変更の必要が生じたため

〇〇XX変更のため

「⑤ 代表者の氏名及び住所」の変更に対する届出は、毎年、年度末の区長・町総代報告書と併せて届出書等ご案内を送付しています。

17. 規約変更認可申請書

年 月 日

江南市長

地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇区**

所在地 **江南市〇〇町××△△番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **〇〇 〇〇**

住 所 **江南市〇〇町△△××番地**

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類
2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

【規約変更は総構成員の4分の3以上の議決が必要です】

「1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類」は「様式 P56 規約変更の内容及び理由」を参考に作成してください。

「2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類」は議事録の写しを提出してください。

18. 規約変更の内容及び理由（参考例）

規約変更の内容及び理由

〇〇区

<p>変更前の 内 容</p>	<p>(種別) 第〇条 本区に、次の役員を置く。 (1) 区長 1人 (2) 副区長 1人 (3)～(5) 略</p>
<p>変更後の 内 容</p>	<p>(種別) 第〇条 本区に、次の役員を置く。 (1) 区長 1人 (2) 副区長 2人 (3)～(5) 略</p>
<p>変 更 の 理 由</p>	<p>〇〇区が区民のために安心・安全な諸事業を展開するために、現況の事業に即した内容に規約を変更する。 これまで〇〇××していたものを△△××するように規約を変更する。</p> <div data-bbox="448 1675 1315 1854" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>変更する規約の内容及びその理由を記入します。 規約の変更は市の認可を受ける必要がありますので、事前に内容について市へご相談ください。</p> </div>

19. 規約変更認可通知書

江 第 号
年 月 日

〇〇区

(代表者) 様

江南市長 印

規約変更認可通知書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可をしたので、下記のとおり通知します。

記

認可年月日	
規約変更の内容	
施行日	

申請書等を審査し認可の告示を行った後、この認可通知書を交付します。

20. 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

年 月 日

江南市長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇区**

所在地 **江南市〇〇町△△××番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **〇〇 〇〇**

住 所 **江南市〇〇町××△△番地**

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

1 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇集会所	100㎡	江南市〇〇町△△××番地

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	123.45㎡	江南市〇〇町××番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

- ① **〇〇集会所** **江南市〇〇町〇〇番地** **江南 太郎**
- ② **宅地** **江南市〇〇町△△番地** **江南 藤花**

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

21. 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

年 月 日

江南市長

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住所

(3) 公告期間 年 月 日～ 年 月 日

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

22. 公告結果（承諾）の情報提供について

江 第 号
年 月 日

〇〇区

(代表者) 様

異議がなかった場合には、認可地縁団体に異議がなかったことを証する情報を提供します

江南市長

印

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第 3 項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第 4 項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住所

(3) 公告期間 年 月 日～ 年 月 日

2 公告の結果

1 の公告については、1 (3) の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

23. 公告結果（異議申出あり）通知書

江 第 号
年 月 日

〇〇区

（代表者） 様

江南市長 印

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第 5 項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

（1）申請を行った認可地縁団体の名称

（2）申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

（3）公告期間 年 月 日～ 年 月 日

2 異議の内容等

（1）異議を述べた登記関係者等

氏 名

住 所

登記関係者等の別

（2）異議を述べた年月日 年 月 日

（3）異議を述べた理由等

異議があった場合には、意義があった旨の通知を送付します。

市から認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた登記関係者等との協議等を行うことができます。

地方自治法（抄）

〔地縁による団体〕

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

(4) 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 区域

(4) 主たる事務所の所在地

(5) 構成員の資格に関する事項

(6) 代表者に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、

総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

- 1 2 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 1 3 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 1 4 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 1 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 1 6 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 1 7 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- 2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、

認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かななければならない。

〔臨時総会〕

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。

〔認可地縁団体の解散の決議〕

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第260条の22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算認可地縁団体〕

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

[裁判所による清算人の選任]

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

[清算人の解任]

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

[清算人の職務及び権限]

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

[債権の申出の催告等]

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から2箇月以内に、少なくとも3回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

[期間経過後の債権の申出]

第260条の29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

[清算認可地縁団体についての破産手続の開始]

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又

は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔事件の管轄裁判所〕

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

(2) 解散及び清算の監督に関する事件

(3) 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人等の報酬〕

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かななければならない。

〔検査役の選任〕

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔不動産登記法の特例の申請手続〕

第260条の38 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登

記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- 2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下つてはならない。
- 3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- 4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- 5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

[不動産登記法の特例]

第260条の39 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定す

る申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- 2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

[過料に処すべき行為]

第260条の40 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

地方自治法施行規則（抄）

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項（森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- (2) 森林組合法第100条の2第3項の通知があった場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 森林組合法第100条の20第2項第7号の日又は同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日

(3) 解散した場合（破産による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

(4) 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

(5) 前2号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

(2) 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第20条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第22条 地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の2 地方自治法260条の18第3項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

ルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない

第22条の2の2 地方自治法第260条の38第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

(1) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

(2) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

(3) 申請者が代表者であることを証する書類

(4) 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の3 地方自治法第260条の38第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(2) 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

(3) 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

(4) 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の4 地方自治法第260条の38第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第22条の5 地方自治法第260条の38第5項に規定する通知は、第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。